

## 令和 5 年度活動方針案

### ①規約などの整備について

茨城県アーチェリー協会の規約は、直近では令和 3 年 4 月 1 日付で改定されている。これからわかる通り、その時々で必要なメンテナンスは行われてきたと思慮される。

しかし、改めて確認してみると現状との間に齟齬を生じていると思われる条文があるほか、全体の構成も整理する必要があると見取れる。

たとえば、第 5 条の組織団体と第 7 条の会員との関係があいまいであること、別途定めるとされている規定や各種様式などが不明または不正確な点などである。

これらについて整理するとともに、DX の活用などを想定する必要性からも全面的な再整備を行う。

### ②運営組織と活動について

これまでは歴代の有志が担ってきた各種事業などであるが、個人的な力量に頼っていたため必ずしも組織化していたとは言えないほか、効率性に疑問があり活動に伴う経理関係にも影響を与えていたことは否めない。また、担当者が辞めることが活動の停滞に直結しかねず、協会の安定的な運営のためにも改めて組織の整備及び分掌を明確にする必要がある。

さらに、協会の使命の大きな柱である（規約第 3 条）普及と競技力の向上を図るには、特定の個人に過度に頼ることなく多くの会員が協会活動に参加することが不可欠である。このため、改めて組織を整備するとともに会員に対し各種活動への参加を求めていく。

### ③当協会としての射場利用等について（暫定措置）

絶対的な安全の確保やルールおよびマナーの順守はアーチェリー競技の基本である。一方、アーチェリーの普及において、初心者へのサポートやその後の継続的な活動・練習へつなげる工夫を図っていくこともまた重要である。これらの均衡を図りつつ、新たな体制で初心者を受け入れていく手法が確立するまでの間、協会活動中の射場利用等を次のように定める。なお、初心者の定義は、【「当協会の初心者教室」を終了後、「18m バッチ」を取得するまでの間の協会員】とする。

#### ア 初心者の練習実施日および時間

協会練習日である土曜日および日曜日の 10 時から 12 時まで。ただし、5 月末までの間は昨年度までの経緯を踏まえ、日曜日の午後も練習可とする。

#### イ 協会弓具の貸し出し

協会備品の弓具を使用できるのは 30m までとする。また、今後はアルミアローのみを用いるものとする。

#### ウ 行射距離の制限（バッチの活用）

行射を行う者はクィーバーにスターバッチまたは協会距離バッチを他者から見える

ようにつけることとする。これらバッチを所持していないものは協会会員証をクイバーにつけるものとする。

また、行射距離はスターバッチ保持者（グリーンを除く）においては70mまで、協会バッチはその表示制限（例18m所持者は30mを制限とする）とし、制限を超えての行射を行ってはならない。

バッジは月例会での成績（240点以上を取得した距離のバッジを交付）により交付する。

### エ 安全確保要員の配置

暫定期間においては、初心者が安全に練習に取り組めるよう（基本的な技術の取得を含む）、安全確保要員（仮称「支援員」）を配置する。理事会の指定する者を基本とするが、射場で活動する協会員はこれに協力するものとする

。また、初心者は（仮称）支援員の安全確保に関する指示には従わなければならないものとする。

### ④スポーツ保険について

アーチェリー競技に限らず「スポーツ活動」においては、自身のけが等とともに他者にけが等を与えるリスクがある。令和4年度は会員個人の判断により保険への加入を行うものとしてきたところであるが、今後、協会会員は全員が保険加入することに改める。

なお、加入する保険は会員が選択するものとするが、賠償責任限度額を対人賠償1人1億円以上、対人対物賠償合算一事故5億円以上を条件とする。

\*2023年度は協会が取りまとめてスポーツ安全保険に（中学生以下800円、64歳以下1,850円、65歳以上1,200円）加入手続きを行います。希望者は4月23日までに加入金を添えて申し込めば4月29日からの活動を保険対象とします。

\*すでにスポーツ活動を担保する保険に加入している会員は、アーチェリー競技が対象となることを確認してください。

\*2024年度以降は協会員申し込み（更新）時に同時に手続きできるよう準備を進めます。